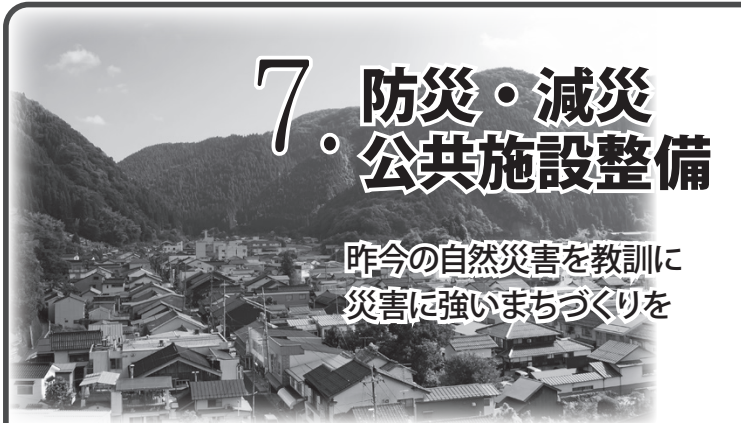




7. 防災・減災 公共施設整備

昨今の自然災害を教訓に
災害に強いまちづくりを



5. まちづくり

誰もが心豊かに
過ごせるまちに
地域資源を生かした
まちづくりを展開

●防災行政無線デジタル化事業（総務課）3 億 1,319 万 1 千円 ※返済に有利な緊急防災・減災事業債を活用
平成 18 年に整備した防災行政無線の施設および個別受信機の更新を行う。令和元年度に実施設計、今年度は工事を実施する。令和 3 年 3 月運用開始予定

新 庁舎非常用発電機設備等更新事業（総務課）1 億 1,074 万 8 千円 ※返済に有利な緊急防災・減災事業債を活用
災害発生時に対策本部となる役場本庁舎と、指定避難所・福祉避難所として機能する山村開発センターの非常用発電設備を更新。機能強化を図り、災害時に備える。

●根雨地区浸水対策事業（建設水道課）1 億 8,047 万 9 千円

豪雨時に浸水するなどの被害が発生する恐れの高い根雨地区の雨水浸水対策事業を行う。測量設計、用地買収、排水路整備工事を実施する。

新 土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業費補助（総務課）200 万円

土砂災害特別警戒区域内にある住宅や避難所を建て替えるために、外壁強化や防護壁を設置した場合、その費用の一部を補助する（上限 200 万円）。

●農業水路等長寿命化・防災減災事業（産業振興課）650 万 5 千円

令和元年 7 月に制定されたため池法に基づき、重要ため池に指定された町内 3 カ所のため池について、ハザードマップを作成する。そのほか、檜原地区の水路改修工事を行う。

●町道下黒坂道路改修工事（建設水道課）5,224 万 5 千円

野田～舟場間の路面沈下および擁壁の修繕・改修を行う。

●町公民館 LED 化事業（教育委員会）531 万 5 千円
電源立地地域対策交付金を活用し、町公民館の照明を LED 照明に交換。行事やイベント、集会のみならず、避難所としても活用されている施設の機能を強化する。

●文化センター管理（教育委員会）1,752 万 4 千円
文化センターの修繕および改修を行い、施設の長寿命化を図る。今年度は、文化センター 2 階女子トイレ洋式化工事を実施。洋式個室数を増やし、町民や利用者の利便性向上を図る。

拡 日野高校魅力向上事業（企画政策課・教育委員会）996 万 4 千円

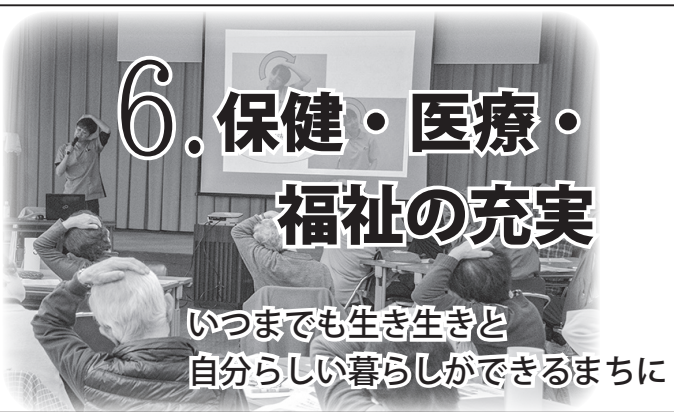
コーディネーターを配置し、高校・地域・行政が連携し、日野高校の魅力向上を図る。また、日野高校双葉寮の運営では、県外入学生の受け入れに伴い支援を拡大する。

●ケーブルテレビ番組作成事業（企画政策課）2,782 万 3 千円

まちの話題を届ける「チャンネルひの」をはじめ、議会放送、文字情報などを放送。今年度は、「週刊ひのニュース」に聴覚障がい者向けテロップを表示する。

新 文化財保護（教育委員会）660 万 2 千円

県指定文化財近藤家住宅に自動火災報知機設備を設置し、地域の貴重な文化財の保護を図る。そのほか、県指定史跡都合山たたら跡の関連施設であるため池の追加指定に向け、分筆測量を行う。



6. 保健・医療・ 福祉の充実

いつまでも生き生きと
自分らしい暮らしができるまちに

●いきいき百歳体操等介護予防事業（健康福祉課）321 万 6 千円

いきいき・かみかみ百歳体操などに取り組み、日常生活の維持・向上を図る。

●健康増進事業（健康福祉課）802 万 9 千円

生活習慣病の早期発見のため、特定健康診査とがん検診を同時に実施する。そのほか、各種ドック、骨粗しょう症、胃内視鏡、歯周疾患健診などの個別健診の実施、新たに前立腺がん検診、ピロリ菌検査を追加し、健診内容の充実を図る。

●福祉人材確保事業（健康福祉課）596 万円

将来、町内で介護福祉士として従事する人材の養成・確保を目的として、奨学金の貸し付けを行う。卒業後、町内に在住し町内の介護保険事業所で 5 年間働くことなどを条件に奨学金の返還を免除する。

テーマ

主な事業

テーマ

主な事業

こんなお得な交付金、ほかにはない！？
日ごろの自治会活動、地域の活性化に役立てよう！

地域活動支援交付金

を活用してみませんか？

町では、集落や自治会、住民グループなどが行う地域づくり活動を支援し、人と人とのつながりを大切に、生きがいや安心を感じることができる地域を目指すため、地域活動支援交付金制度を設けています。交付金のメニューは次の2つ。目的に合わせ、ぜひご活用ください。

交付金受付
随時募集

※町予算の範囲内で随時募集を行っています。交付金の活用・ご相談はお早めに

STEP1 じげのみんなが集まるきっかけづくりに一。

集落活性化型A >>> 2 1自治会あたり 万円

NEW 集落点検・地域づくりに向けた話し合いや継続的な活動をすれば…

自分たち（自治会・集落）でできること or もう自分たちでできないことは何ですか？

集落活性化型B >>> +3 A事業に上乗せ 万円

<集落活性化型A / 事業実施主体> 自治会
<活用できそうな活動>▼寄り合い・自治会行事・小地域座談会後の懇親会や交流会、座談会 ▼地区の運動会や夏祭りなどの地域行事 ▼除草作業・作業後の懇親会 ▼百歳体操・ぽかぽか教室・生け花教室後の食事会、交流会 など
<使い道> 酒代を除く飲食代（弁当含む）など

<対象となる活動>自治会が単独または他自治会と連携して継続的に取り組む、集落機能の維持・保全・向上に関する事業
（1）集落点検の実施や地域づくりに向けた話し合いの実施
（2）地域固有の景観、歴史、文化伝統など、地域資源の維持・保全に関する活動（3）地域における生産活動の維持・向上を図る活動（4）地域住民同士で行う生活の維持・向上に関する活動 など

STEP2 行事やイベントを発展させて、地域を盛り上げたい！

地域創造型 >>> 20 上限 万円

他地域との交流や活性化を目的としたものであれば、地域で行われている収穫祭やクリスマス会、餅つきなどの行事も対象になる可能性があります。

交付対象事業	事業実施主体	限度額（交付率）
（1）地域資源を生かした地域づくり活動（2）歴史、文化伝統行事の保存・活用に係る活動（3）都市部との交流事業、町内他地域との連携による地域活動（4）地域の防災、住民同士の支え合いに係る活動（5）男女共同参画の推進に係る活動（6）その他特に町長が認める活動 ※対象とならない事業（1）営利を目的としたもの（2）自治会内での親睦を目的とするもの	集落、自治会、連合自治組織、営利を目的としない住民グループ	20万円（1/2） ※事業の新規性、先駆性が認められる場合は2/3

申請から交付決定まで多少時間がかかります（最長1カ月程度）。申請される場合は余裕をもって。まずはご相談ください。問合せ先 / 役場企画政策課（電話 72-0332）